

温 対 - 216
令和元年10月25日

ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議
参加団体様

秋田県生活環境部長



ウォームビズの推進について（依頼）

県環境行政の推進については、日頃格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、地球温暖化対策の一環として、「ウォームビズ」を別紙のとおり実施します。

については、本取組について御理解いただくとともに、貴団体における実施や周知について御協力くださるようお願いします。



担当 生活環境部 温暖化対策課
調整・省エネルギー班 齊藤拓道
電話 : 018-860-1573
FAX : 018-860-3881
E-mail : en-ondanka@pref.akita.lg.jp

別紙

秋田県庁におけるウォームビズの実施について

令和元年10月25日

冬期の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を19°C（目安）で快適に過ごすライフスタイルである「ウォームビズ」を実施する。

1 実施期間

令和元年11月1日（金）から令和2年3月31日（火）まで

2 取組内容

- 職員は、室温19°C（目安）でも快適に仕事ができるよう、ウォームビズを心がける。
- 県主催の行事や会議の実施に当たっては、参加者に対してもウォームビズの取組を呼びかける。
- 市町村や各種団体に対しても同様の取組を呼びかけ、節電・省エネの意識向上をはじめ、県民総参加による地球温暖化対策を推進する。

3 実施に当たっての留意点

- これまでと同様に、県職員の執務時の服装として、県民に不快感を与えないようすること。

※一般にウォームビズは「暖房時の室温を20°Cで快適に過ごすライフスタイル」とされているが、国では、率先した取組を自ら進めるために、「暖房時の室温は「19°Cを目途に過度にならないように適切に調整に努める」と方針を定め、地方公共団体に対しても、同様の取組を行うよう協力を要請している。

県では「秋田県庁環境保全率先実行計画（第四期）」において「冷暖房は適正な温度（冷房28°C、暖房19°C）に設定する」と定めていることから、県の機関における暖房時の室温を19°Cに設定した。